

新宿区民間学童クラブ利用料助成要綱

平成 16 年 4 月 1 日 16 新福児子育第 18 号部長決定  
 平成 17 年 4 月 1 日 17 新福子子支第 92 号一部改正  
 平成 19 年 3 月 16 日 18 新福子子第 2330 号一部改正  
 平成 25 年 9 月 9 日 25 新子総児第 940 号一部改正  
 平成 28 年 5 月 9 日 28 新子総運第 182 号一部改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、新宿区民間学童クラブ運営費補助要綱（平成 16 年 3 月 30 日 15 新福児第 3006 号。以下「運営費補助要綱」という。）により補助対象とされた民間学童クラブを利用する児童の保護者に対し、民間学童クラブの利用に必要な経費（以下「利用料」という。）の一部の助成を行うことを目的とする。

(助成対象者及び助成金額)

第 2 条 助成の対象とする者は、運営費補助要綱第 5 条又は第 7 条の規定により提出された児童名簿（運営費補助要綱第 1 号の 4、補助対象児童）に記載されている児童の保護者であって、かつ、次の表の適用条件に該当する保護者（以下「助成対象者」という。）とし、その助成金額は同表に定めるとおりとする。ただし、助成対象者が支払う利用料が助成金額を下回るときは、その金額を上限とする。

適用条件	助成金額 (1人当たりの月額)
<u>生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている世帯（単給世帯を含む。）であるとき。</u> <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付を受けている世帯であるとき。</u>	6,000円
<u>当該年度分の市町村民税若しくは特別区民税が非課税の世帯又は地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 323 条の規定により当該年度分の市町村民税若しくは特別区民税を免除された世帯であるとき。</u> また、婚姻歴のないひとり親世帯で児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）により児童扶養手当を受給しており、寡婦(寡夫)控除をみなし適用して再計算した当該年度分の市町村民税若しくは特別区民税が非課税となる世帯であるとき。	6,000円
<u>2人以上の児童が区立学童クラブ又は民間学童クラブを利用している世帯であり、かつ、次の各号に掲げるいずれかに該当するとき。</u> (1) <u>民間学童クラブにのみ児童が在籍している世帯（2人目以降の児童の利用に対して助成する。ただし、この表の他の適用条件に該当する場合を除く。）</u> (2) <u>区立学童クラブと民間学童クラブのそれぞれに児童が在籍している世帯（民間学童クラブに在籍している児童の利用に対して助成する。ただし、この表の他の適用条件に該当する場合を除く。）</u>	2,000円

2 前項のほか、区長が特に必要があると認めるときは、区長が別に定める金額において助成することができる。

(助成申請)

第 3 条 助成対象者は、助成を受けようとする月までに、新宿区民間学童クラブ利用料助成申請書（第 1 号様式）により区長に申請するものとする。

(助成決定)

第 4 条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、助成することが適当と認めるときは、申請があった月から助成対象とし、新宿区民間学童クラブ利用料助成金交付決定通知書（第 2 号様式）により、助成することが不適当と認めるときは、新宿区民間学童クラブ利用料助成金不交付決定通知書（第 3 号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(助成金の支出)

第5条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた助成対象者（以下「助成金交付決定者」という。）は、請求書（第4号様式）、利用料の支払いを証する書面及び新宿区が別に定める支払金口座振替依頼書を区長に提出し、助成の手続きを行うものとする。

2 区長は、前項に規定する助成の手続きが行われたときは、児童の民間学童クラブの登録状況を確認の上、助成金を交付する。

（退会等の状況報告）

第6条 助成金交付決定者は、児童の退会等の事由が生じた場合は、新宿区民間学童クラブ利用料助成変更届出書（第5号様式）により、速やかに区長に届け出るものとする。

2 区長は、前項の規定による届出により、助成金の変更が生じた場合は、助成金額の確定を行い、新宿区民間学童クラブ利用料助成金交付変更決定通知書（第6号様式）により、助成金交付決定者に通知するものとする。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。